

令和3年 第6回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和3年11月25日

招集年月日	令和 3 年 11 月 25 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和3年11月25日午前10時50分			議 長	中本 正廣
	閉 会	令和3年11月25日午前11時19分			議 長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	9 番	矢 立 孝 彦		10 番	津 田 宏	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		副 町 長	小 野 直 敏	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		総務課主幹	三 井 剛	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		—	—	
				—	—	
				—	—	
				—	—	
				—	—	
				—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和3年11月25日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて
議案第69号	安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員 の採用等に関する条例の一部改正について
議案第70号	安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の 一部改正について
発議第3号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を 改正する条例案の提出について

令和3年第6回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和3年11月25日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて
第5	議案第69号	安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
第6	議案第70号	安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第7	発議第3号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

令和3年第6回臨時会
(令和3年11月25日)
(開会 午前10時50分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第6回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長です。なお、同条の規定によって町長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から8月末及び9月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番 矢立孝彦議員及び10番 津田宏議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定について

○中本正廣議長

日程第3、会期の決定について議題といたします。お諮りします。本臨時会の会期は本日11月25日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定いたしました。

日程第4. 承認第5号

○中本正廣議長

日程第4、承認第5号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

本日もどうぞよろしくお願いいたします。提案説明をさせていただきます。承認第5号、専決処分の承認を求めることについて。消防団屯所、木坂地区所有において、消防団員が消防車両を入出庫させる際に、シャッター設備と接触した物損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものです。詳細については担当課長から説明をいたします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

専決処分書の読み上げをもって、詳細説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について。令和3年3月7日午後12時頃、消防団屯所において、消防団員が消防車両を入出庫させる際に、

シャッター設備と接触した物損事故について、地方自治法第 179 条の第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をするものです。1. 本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が 289,795 円を支払う。2. 本件事故に関し、その他一切の費用等は、双方とも請求しない。3. 上記各項により、本件事故は解決とする。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

9 番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

えー2点ほど。安全管理、特に交通関係についてですね、今件は物損事故でございますけども、特に人身事故等の発生事案というものがですね、近時はありませんけれどもそういった防止対策についてですね、町内では、この安全管理の徹底等についてはどういう対応をしておられるか、状況報告を願います。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、安全管理防止対策ということで、ご質問を頂戴いたしました。町ではですね、車両台数によるんですけども、私を含め安全管理の部分でですね、担当セクションをおかさせてもらっております。各支所それから教育委員会のほうにそれぞれおいてるところでございます。そちらからですね、各それぞれの職員に教育を行っております。声掛けももちろんそうですし、交通安全の講習を受けている、おりますけれども、この講習に基づいた安全対策ということをさせていただいている現状でございます。実習というようなものがあれば、なお良いんですけども、こういったことはなかなか今、現状できていないところでございます。今後もそのあたりのところはしっかりと取組みをさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

11 番佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

えーとですね、この専決処分の屯所の件ですが、これ括弧で木坂地域所有とあったらと思うんですが、現在ね町内の屯所、これ地域所有がかなりあると思うんですが、ちなみに町有と地区の所有と何件ぐらいあるか、分かれば。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

すみません。ちょっと件数まで、手元に把握をしておりますが、これ旧町のですね所管といったところで、えーなかなか、あの旧加計町エリアに関しましては、特に地元が設置をされた消防の屯所がほとんどでございます。なお戸河内のほうもほとんどそういったものになっております。で筒賀に関しましては、旧来よりですね、村というか、現状、町のほうが設置をしているという状況でございますが、これもご承知のとおり、防災備蓄倉庫というような名目です、屯所のほう新たに設置を、年次計画を定めて設置をさせていただいておりますけれども、こうしたもので更新したものにしましては町の方で所有をしております。なおですね、消防屯所にかかる経費に関しましては、補助金という形で屯所の設置者である、まあ自治振興会等にお金を補助金として全額支給をしているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

ということは、仮に結構加計のあたりの屯所を見ても老朽化してる屯所が結構あると思うんですが、これを建替えとか等の場合は、町有地に順次していくという案じゃなしに、地域に補助していくというレベルの考えでよろしいですか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

先般ですね、消防団に関しましては、組織の再編も行わせていただいております。今の現状を考えますと、やはり消防団に関しましては、いやがおうなしに縮小という傾向になっていくというふうに推測しておりますけれども、消防団の屯所はですね、可能な限りやはり町のほうで設置をしていきたいという考えをもっておりますが、現状ではですね、やはりまだまだ地域付けの屯所というのがございます。老朽化してるところ、年次計画定めてですね、改修したり新たに整備したりといったことを進めております。現状で申しますと、現在建築、新築中の戸河内土居の屯所も今年度完成見込みでございます。来年度も随時ですね、計画に基づき新たな屯所の設置をしていきたいと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、佐々木議員。

○佐々木美知夫議員

あのこれちょっと、関連するんですけどね、消防団という関係でいきますとですね、私も消防団に 35、6 年在籍したんですが、あの出動時、先日も火災が、安野のほうであったとは思んですが、出動時ですよ、消防車で赤色を回しながら、サイレン鳴らして出るわけですが、この運転手よね、恐らく消防団員に対する教育は今までされてこなかったと私は認識しておるんですが、そういうところどうなっております。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、安全運転に関しましては、なかなか先ほど申し上げましたとおり、安全運転管理者における講習でありますとか、研修というのは、特にあの消防団の関係になりますと非常にまあ困難である、いう実状からですね、現状では分団単位でそういった取組みをしていただいているところでございます。なおあの、従前もですね、いろいろ運転免許証の、最近区分けが変わりまして、何トン車までとかいうのがあるんですけども、そういったことを含めてですね、全団員に免許証の写しに関しましては消防団本部のほうで集約をさせていただいて、管理をしているという現状でございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑は、3 回までよ、過ぎてます。ほかに質疑はありませんか。

はい、大江議員。

○大江厚子議員

一つは、まああの屯所のほうはまああの損害があったということですけど、消防車のほうはどうだったかということと、それから事故発生が 3 月 7 日で、和解が 11 月 8 日ということで、8 か月かかっているというその長さがまあ、妥当だったのか長かったのか、長かったのならなぜかというところをお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

まず、車のほうでございますけれども、消防積載車に関しましては、これ今回はバックでぶつかった状況なんですけれども、後ろに関しましては非常に硬い消防車の構造部分が当たったということですね、車両のほうは一切損害ございませんでした。期間がまあ非常に長かったというご指摘なんですけれども、こちらにつきましては、まあ 3 月 7 日、防火パレードの終了後にですね、屯所に車両を納めようとしてまあ事故という流れなんですけれども、その後ですね、地元のほうとの協議を始め、実際にはこの屯所所有の木坂地区の方と協議しながらですね、地元の大工さんのところで修繕をお願いするという話をいただいております。なかなか手間がですね、やはり取れず、時間が今日までかかって、実際に請求行為が、含めてあったのが 11 月に入ってという状況でこの年月がかかっております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第 5 号、専決処分

承認を求めることについて、起立により採決します。承認第5号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第5号、専決処分承認を求めることについてはこれを承認することに決定しました。

日程第5. 議案第69号

日程第6. 議案第70号

○中本正廣議長

日程第5、議案第69号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について及び日程第6、議案第70号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての2件を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、議案第69号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。職員の給与について、本年の人事院勧告に基づき、ボーナスを引き下げるため条例の一部改正することについて議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案第70号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。一般職の給与条例改正に伴い、引用条文の整備を行う必要があることから提案するものでございます。詳細については、担当課長より説明をいたします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは、議案第69号及び70号の職員給与改定につきまして、詳細の説明を申し上げます。本年度人事院は、国家公務員の給与に関して8月10日に勧告を実施いたしておるところでございます。この内容につきましては、一般職について月給は据え置きをする一方、ボーナスにあたります期末勤勉手当の年間支給月数を0.15月分引き下げ、4.3月分とするものでございました。例年でもございましたら、期末手当の支給基準日でございます12月1日より前に、国家公務員の給与に関する法律の改正が行われているところでございますが、国の方は臨時国会の日程上、12月以降となる見込みでございます。本町におきましては、今回の人事院勧告がボーナスの引き下げということもございまして、国家公務員の給与法の改定を待たず、実施をしようとするものでございまして、勧告どおり期末勤勉手当の0.15月分を引き下げることにいたしまして、職員組合とも協議し、了承を済んでいるところでございます。なお、この改定による一般会計の影響額は、749万円の減額を見込んでおります。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

小島議員。

○小島俊二議員

あの議案第70号について、前の一般質問の答弁にもあったんですが、三役の手当についても、人事院勧告に準ずるといような答弁があって、今朝の審議会の答申につきましても、人事院勧告に準ずるといことでございますが、今回の改正は引用条文の改正だけでございます。今回あの一般職は0.15引き下げたことなんですが、特別職について引き下げを行わない理由がありましたらよろしくお願います。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、ご質問を頂戴いたしました。えー特別職に関しましては、報酬審議会によりまして、答申案が提出、町長のほうに提出をされているところでございます。また、この写しに関しましては、議会議員の皆様のお手元に届いたのではないかと考えております。ここに書かれております金額に関しましては、今回のですね引き下げの部分の踏襲している考えでございます。また、報酬審議会の考え方では、この

基準日を4月1日で行うべきものであるということで、今回の改正につきましては、全体で見てもいわゆるあの基準額より低い月数となっておりますので、今回に関しましては、見合わせをさせていただき、4月1日の改正に関しまして、またご審議をさせていただきたいというふうに考えておるものでございます。議会議員の皆様もそうですし、町三役に関しましては同様の考えで臨んでおります。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

あの、議員については先ほどの全員協のほうで意見を申し上げたところでございますが、今後あの人事院勧告を尊重して準じていくということであれば、今の経済情勢の中で中々アップということは、なかなかむずかしいと思うんですが、今後長い意味で、三役の手当について準ずることが基本になろうと思いますが、大幅アップ等々含めて住民感情含めて、その辺のことを内部でもう一度統一をしておいていただきたいと思います。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。はい、末田議員。

○末田健治議員

5番末田です。えーと現状のラスパイレス、本町のですねラスパイレス指数については、今どうですか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、えーと小数点までちょっと覚えてないんですけども、96.4だったというふうに認識しております。これは、令和3年度、今年度の見込みというところになろうと思います。あの、昨年度からですね、大幅にラスパイレス指数に関しましては、下がっているという状況でございます。これはあのひとえに、やはりあの組織の機構改革によりまして、管理職の部分が人数が減っているというところが大きいんですけども、現状ではですね、えー県内の中で、すいませんあの、記憶が間違っていたら大変申し訳ございませんが、下の団体から数えて3番目ぐらいであったというふうに認識しております。以上でございます。

○中本正廣議長

末田議員。

○末田健治議員

ラスパイレス指数というのは私が説明するまでもなく、その国家公務員に対して、勧告がされる、あくまでもそれは民間との給与の格差。まあ地方自治体の場合は、そういう調査するすべがございませんので、国に準ずるといって今までも、これからも取っていかれると思うんですけども、現状の今の100を切っておる状況から言えば、その直ちにそのまま国の制度をその準じて実施をするというのは、矛盾はないのかということをお聞きしたいと思っています。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、えーと人事給与担当の課長といたしましての答弁となります。ご了承ください。これはですね、やはり職員組合等との協議中でも、良くも悪くもですね、やはり人事院勧告を準拠しながらその増減に関しては協議をしていくという方針で、新町になってからはですね、安芸太田町になってからはそういう協議をなされているという認識でございます。またあの、確かに今おっしゃられたようにですね、ラスパイレス指数は、まあ国平均でいけばかなり下回っているという現状もございまして、この減額補正の部分がですね、適正かどうかという考えになるんですけども、やはり町民感情といいましようか、私共の町、で考えた場合にですね、減額、引き下げの人事院勧告を準拠しないということは逆に引き上げのときもですね、やはり根拠がなくなってしまうといったような観点からですね、今回組合のほうも人事院勧告、年度内に本来は実施すべきものであるという考え方でございます。国の方は少し、若干経済対策ということで、先伸びされたようでございますけれども、町の実状を考えて今回引き下げということで上程をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

いいですか。ほかに質疑はありますか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

えっと、ボーナスの引き下げですけど、今年あのえーと本町でも災害とか、コロナ対策等で職員の皆さんは本当に大変な状況があったんですよね。あの9月だったかな、定例会でも報告していただきましたけど、そういう状況の中で、えーと引き下げるといふところがね、まあ人事院勧告と言ってしまえばそうなんですけど、どうもその、納得できないといふか、そういう部分が一つあります。それから国は、あの先ほど言われたように引き下げるけど、実施は来年度で、今年度分も、今回分も合わせて引き下げといふことで、ま、地方もそれに準じていただいても構わないようなことは言っていたと思うんですけど、あえて、この本町は今回実施といふことのそこをもう少し詳しく。それともう一つごめんなさい、会計年度任用職員の方のボーナスは、勤勉はないですよ。期末ですよ。あの正職員に対して、ただそこしかないのに、その会計年度の方までも、今回引き下げの対象にする、そこがね、ちょっとあまりにもその、会計年度任用職員の人のえっと、条件、労働条件としてね、ちょっとまあ酷なんじゃないかなといふふうに思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、まず引き下げのこの時期の実施の状況なんですけれども、えーこれに関しましてはですね、職員の組合のほうが、職員に対して聞き取りをしていただいたようでございます。そうした聞き取りの結果ですね、やはりその人事院勧告といふところは、地域地場の企業等々の兼ね合いを含めてですね、えー発出されている勧告でございますので、それはやっぱり準用するのが原則であろうといふことが一点。それから、国の方はですね、国会の都合上だといふふうに私はちょっと認識してはいるんですが、あのまあ一方でですね、副大臣のほうからの発言では、経済の、地方公務員の給与を引き下げることによって、地場の企業が、まあ言い方を変えれば右を習えをすると、いったことで引き下げをしていくんじゃないかといふ懸念があると、いふことから、来年6月にまあその、本年度分のですね引き下げを実施すると、いふようなことを決められているようでございますけれども、本町におきましては、やはりそちらの方が負担が大きいといふ話とですね、公務員に関しまして、やはり同一賃金、同一労働といふような話をよく組合のほうはされますけれども、そういったところの準則に則さない、いわゆる退職予定の職員に関しましては、要はボーナスを支払ってしまうとですね、返納していただくといふことはできません。こうしたことから、いろんな様々な視点から、人事院勧告の実施に関しては、今年度実施をすることが望ましいと。逆に組合側のほうからも話をいただいたところでございました。私共の思いとしてもですね、やはりあの今年度中に整理すべき案件ではないかなと。ま、地域経済を考えた上ででもですね、これは実施するのが適切ではないかといふふうに判断したものでございます。えーともう一点、会計年度任用職員なんですけれども、会計年度の任用職員でございますので、今年度に関しましては、ここは影響ございません。来年度に関しましては、また期末手当につきましての引き下げに関しましては、適切に実施をするといふことになっております。以上でございます。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、了解しました。それで、会計年度の方へは、今年度は実施を適用しないといふことなんですけど、でもまあ来年度はいふことですよ。で、まあそこなんですけど、あのその、一般職員と同じような扱いをしていくのに、その部分だけは、まあ少ない、半額ぐらい、割合としてそういうふうになりますかね。そこでさえ引き下げるといふ、実施するといふのは、どうなん。ま、今すぐ回答いふのは難しいにしても、どういう考えをもって、これから検討していくかといふことをお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

そうですね、あの今の会計年度任用職員につきましては、考え方が、再任用職員。現在あの退職年齢に達した時にですね、任用替えして再任用という形をとっておりますけれども、こちらに準じているといふような状況でございます。あの今の期末手当に関しましては同じ考え方でございますので、そこも含めてですね、整理をさせていただきたいと思っておりますし、またですね、国の方ではあの、退職延長の議論がされております。年齢がですね、引き上げになっていくといったところもございますので、このあ

たりの動向も注視しながらですね、全体として不整合を起こさないような制度設計にしていきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決を行います。採決は、議案第 69 号及び議案第 70 号を別々に行います。

議案第 69 号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 69 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 69 号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

議案第 70 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 70 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 70 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 7. 発議第 3 号

○中本正廣議長

日程第 7、発議第 3 号 安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出についてを議題といたします。提出者から説明を求めます。11 番佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

発議第 3 号 安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について。安芸太田町議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出をする。令和 3 年 1 月 25 日 提出者 佐々木美知夫。賛成者 常任委員長末田健治、津田宏。安芸太田町議会議員 中本正廣様。提案理由、安芸太田町職員の給与に関する条例の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要があることから安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正案を提出するものである。詳しくは、別紙をご覧ください。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。発議第 3 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出についてを起立により採決します。発議第 3 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、発議第 3 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出については原案のとおり可決しました。

○中本正廣議長

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和3年第6回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前11時19分閉会
